

消費税の届出はお済みですか？

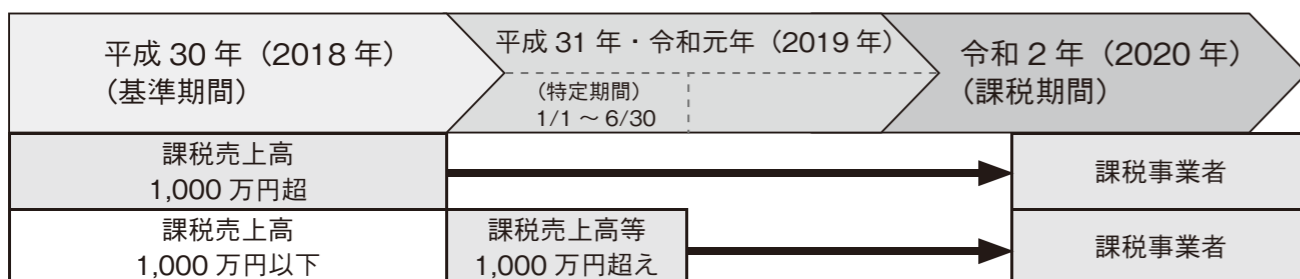
新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

令和2年分（2020年分）において課税事業者となる方

平成30年分（2018年分）（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和2年分（2020年分）は消費税の課税事業者に該当します。

※平成30年分（2018年分）（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成31年（2019年）1月1日から令和元年（2019年）6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和2年分（2020年分）は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



簡易課税制度の選択

平成30年分（2018年分）（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

令和2年分（2020年分）から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和元年（2019年）12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

※軽減税率制度の実施に伴い、令和元年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）9月30日までの日の属する課税期間において、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき、困難な事情がある事業者の方が、当該課税期間の末日までにこの届出書を提出したときは、経過措置として、届出書を提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

注意事項

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）が仕入税額控除を適用するためには、これまでも課税仕入れ等の事実を記録した帳簿および請求書等の保存が要件とされてきましたが、令和元年（2019年）10月1日以降は、区分経理（取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿および請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。
- 区分経理を行うことが困難な中小事業者（平成30年分（2018年分）（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）の方には、経過措置として、売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。

※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、十勝池田税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171

所得税および復興特別所得税の 予定納税(第2期分)の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）

納付期間 令和元年11月1日（金）～12月2日（月）

※土日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。
※災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは税務署にお尋ねください。

予定納税とは	納税する額
前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。	予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和元年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

予定納税の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由により、令和元年10月31日（木）の現況による令和元年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和元年11月15日（金）までに「予定納税額の減額申請書」※に必要事項を記載したうえ、所轄税務署に提出してください。

なお税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。

予定納税額の納付	振替納税を利用している方	その他の方
	納期の最終日（令和元年12月2日（月））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。 なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。	納期の最終日までに金融機関または、所轄税務署の窓口で納付してください。 （納付にあたっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。またインターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。） なお、第2期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで、納付することができます。

e-Taxホームページ ▶ www.e-tax.nta.go.jp

国税庁ホームページ ▶ www.nta.go.jp

納付には便利な振替納税をご利用ください。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171